

地域バイオマス利活用交付金実施要綱

制定 平成19年3月30日付け18環第275号
最終改正 平成20年3月28日付け19環第302号
農林水産事務次官依命通知

第1 趣旨

バイオマスの利活用については、「バイオマス・ニッポン総合戦略」（平成18年3月31日閣議決定）等に基づき、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、農山漁村の活性化、戦略的産業の育成の観点から、その有効利用について、各般の対策が講じられているところである。

一方、バイオマスの利活用は、地域が自主的に取り組むための目標を掲げて、地域の実状に即したシステムを構築することが重要であり、地域の特性や利用方法に応じ、多様な展開が期待される場所である。

このような背景を踏まえ、地域で発生・排出されるバイオマス資源を、その地域でエネルギー、工業原料、材料、製品へ変換し、可能な限り循環利用する総合的利活用システムを構築するため、バイオマスタウン構想の策定、バイオマスの変換・利用施設等の一体的な整備等、バイオマスタウンの実現に向けた地域の創意工夫を凝らした主体的な取組を支援する。

第2 事業の内容等

1 事業の内容

- (1) 地域バイオマス利活用交付金（以下「本交付金」という。）は、第1の趣旨を踏まえ、バイオマスの利活用の推進を図るための必要な経費に充当するものとする。
- (2) バイオマスの利活用の推進を図るための具体的な目標、事業メニュー及びその内容、事業実施主体等、採択要件及び交付率は別表に掲げるとおりとする。

また、目標の達成に必要な場合には、事業メニューとして、地域として独自の取組（以下「地域提案型事業」という。）も実施できるものとする。

2 事業実施期間

事業については、単年度に完了することを原則とする。ただし、事業計画の内容等から、実施期間を複数年度とすることが適当な場合については、この限りではない。

第3 目標及び個別成果指標の設定

事業実施主体は、取り組むべき課題に応じ、別表の目標の欄の目標ごとに、別に定めるところにより、事業終了時に達成すべき具体的な目標を設定する。

また、別に定める事業については、事業実施主体は事業メニューごとに具体的な個別成果指標を設けるものとする。

ただし、地域が一体となって事業を実施することが効率的であるとして別に定め

る事業については、別表の事業実施主体等の欄の計画主体が地域としての一体的な目標及び個別成果指標を設定するものとする。

第4 実施等の手続

1 事業実施計画の作成

- (1) 都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）を除く事業実施主体は、事業実施計画を作成し、市町村長（事業実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合にあっては、原則として主たる市町村長とする。以下同じ。）に提出するものとする。

ただし、都道府県の区域等を対象とする広域的な事業を行う場合にあっては、当該事業実施主体は、事業実施計画を都道府県知事に提出できるものとする。

- (2) 市町村長は、(1)に基づき提出された事業実施計画について、その内容を審査し、必要な指導及び調整を行うとともに、別に定めるところにより、市町村事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。また、自らが事業実施主体となる場合にあっては、自らの事業実施計画と併せて市町村事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。
- (3) 都道府県知事は、(1)のただし書きの規定により提出された事業実施計画及び(2)の規定により提出された事業実施計画及び市町村事業実施計画について、その内容を審査し、必要な指導及び調整を行うとともに、別に定めるところにより、都道府県事業実施計画を作成し、地方農政局長（北海道にあっては農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長」という。）に提出し、協議するものとする。また、自らが事業実施主体となる場合にあっては、自らの事業実施計画と併せて都道府県事業実施計画を作成し、地方農政局長に提出し、協議するものとする。地方農政局長は、協議を受けた場合には、目標の妥当性、その達成の可能性及び地域提案型事業の適切性について審査し、必要な指導及び調整を行うものとする。
- (4) (1)から(3)までの規定にかかわらず、別に定める事業でバイオマスタウン構想が公表されている市町村又は別に定める市町村にあっては、事業実施主体から事業実施計画が提出された場合は、その内容を審査し、必要な指導及び調整を行うとともに、別に定めるところにより、市町村事業実施計画を作成し、都道府県知事を経由せずに地方農政局長に提出し、協議することができるものとする。また、自らが事業実施主体となる場合にあっては、自らの事業実施計画と併せて市町村事業実施計画を作成し、都道府県知事を経由せずに地方農政局長に提出し、協議することができるものとする。

この場合にあっては、当該市町村は、都道府県知事に事業実施計画及び市町村事業実施計画の写しを提出するものとする。また、地方農政局長は、都道府県知事から事業実施計画及び市町村事業実施計画に関する意見を聴取し、都道府県知事に必要な協力を求めることができるものとする。
- (5) (1)から(4)までの規定にかかわらず、別に定める場合にあっては、市町村は、事業実施主体から事業実施計画が提出された場合は、その内容を審査し、必

要な指導及び調整を行うとともに、別に定めるところにより、市町村事業実施計画を作成し、都道府県知事を経由せずに地方農政局長に提出し、協議するものとする。また、自らが事業実施主体となる場合にあっては、自らの事業実施計画と併せて市町村事業実施計画を作成し、都道府県知事を経由せずに地方農政局長に提出し、協議するものとする。

この場合にあっては、当該市町村は、都道府県知事に事業実施計画及び市町村事業実施計画の写しを提出するものとする。また、地方農政局長は、都道府県知事から事業実施計画及び市町村事業実施計画に関する意見を聴取し、都道府県知事に必要な協力を求めることができるものとする。

- (6) (1) から (5) までの規定にかかわらず、別に定める場合にあっては、市町村を除く事業実施主体は、市町村長に事業実施計画を提出するものとする。
- (7) (6) の規定により事業実施計画の提出を受けた市町村長は、提出された事業実施計画について、その内容を審査し、必要な指導及び調整を行うとともに、別に定めるところにより、市町村事業実施計画を作成し、地方農政局長に提出し、協議するものとする。
- (8) (1) から (5) までの規定にかかわらず、別に定める場合において自らが事業実施主体となる市町村は、自らの事業実施計画と併せて市町村事業実施計画を作成し、地方農政局長に提出し、協議するものとする。
- (9) 地方農政局長は、(4)、(5)、(7) 又は (8) の規定により提出された事業実施計画について、その目標の妥当性、その達成の可能性及び地域提案型事業の適切性について審査し、必要な指導及び調整を行うものとする。
- (10) 都道府県以外の者が事業実施主体である場合であって、事業実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合には、事業実施主体は事業実施計画の提出に当たり、主たる市町村以外の関係する市町村長に当該事業実施計画の写しを提出するものとする。
- (11) 事業実施地区の範囲が複数の都道府県に及ぶ場合には、事業実施主体は事業実施計画の提出に当たり、主たる都道府県以外の関係する都道府県知事に当該事業実施計画の写しを提出するものとする。

2 事業実施計画の変更

本交付金の交付を受けた事業実施主体は、目標の達成に資する場合には、交付金額の範囲内で、事業実施計画の内容を変更することができるものとする。ただし、次に定める場合にあっては、1 の手続に準じて事業実施計画の変更について地方農政局長と協議を行うものとする。

- (1) 目標又は個別成果指標を追加又は削除、変更する場合
- (2) 事業実施主体を変更する場合
- (3) 事業を中止又は廃止する場合

なお、地域提案型事業に関する変更 ((1) から (3) の場合を除く。) については、1 の手続に準じて報告するものとする。

第5 指導推進等

1 都道府県段階

都道府県知事は、事業の実施の適切かつ円滑な推進を図るため、都道府県の関係部局と連携を図るとともに関係機関の密接な連携による推進指導體制の整備を図り、市町村、農業団体、実需者団体等の協力を得つつ、事業実施についての技術的な助言、指導その他の所要の援助措置を講ずるものとする。

また、地域の実態に即し、かつ、農業者等の自主性と創意工夫を活かした事業の効果的な推進が図られるよう、必要に応じて事業の関係者以外の者の意見を聴取するとともに、事業効果を評価するための推進指導體制を整備するものとする。

2 市町村段階

市町村長は、事業の効果的かつ適正な推進を図るため、農業団体等関係機関との密接な連携を図り、事業の実施についての技術的な助言、指導その他所要の援助措置を講ずるものとする。

3 農業団体等

農業団体等は、中央及び地方を通じて相互に連絡協調を図りつつ、関係行政機関の指導の下に、推進指導を行うものとする。

第6 国の助成措置

1 国は、毎年度、予算の範囲内において、事業の実施に要する経費を別に定めるところにより交付するものとする。

2 交付金の交付を受けた都道府県知事が市町村に対して交付金を交付する場合には、この要綱に準じて、市町村の自主性を活かした取組を支援する方法により交付するよう努めるものとする。

第7 事業の評価等

1 事業実施状況等の報告等

(1) 都道府県及び市町村を除く事業実施主体は、第4の1(1)に定めるところにより事業を実施する場合は、事業の実施状況を別に定めるところにより、市町村長又は都道府県知事に報告するものとする。

(2) 市町村長は、(1)の報告を受けた場合は、事業実施後に目標等が達成される見込みであること及び施工の進捗状況を確認した上で、各年度ごとに、事業の実施状況を別に定めるところにより都道府県知事に報告するものとする。また、第4の1(2)に定めるところにより自らが事業実施主体となる場合は、事業の実施状況を別に定めるところにより、都道府県知事に報告するものとする。

(3) 都道府県知事は、(1)又は(2)の報告を受けた場合及び自らが事業実施主体である場合は、事業実施後に目標等が達成される見込みであること及び施工の進捗状況を確認した上で、各年度ごとに、事業の実施状況を別に定めるところにより地方農政局長に報告するものとする。

(4) 第4の1(4)、(5)又は(6)の規定により事業実施計画を市町村長に提出した市町村以外の事業実施主体(以下「市町村直接交付対象事業者」という。)は、

別に定めるところにより、事業の実施状況を市町村長に報告するものとする。

- (5) 第4の1(4)、(5)、(7)又は(8)の規定により事業実施計画及び市町村事業実施計画を地方農政局長に提出した市町村長(以下「直接交付市町村長」という。)は、(4)の報告を受けた場合及び自らが事業実施主体である場合は、事業の進捗状況を確認した上で、各年度ごとに、別に定めるところにより、事業の実施状況を地方農政局長に報告するものとする。
- (6) 施設整備に係る事業については、事業実施主体は運用開始後の5年間について、毎年度、運営管理状況を別に定めるところにより、第4の1の手續に準じて、地方農政局長に報告するものとする。

2 事業の評価等

(1) 事後評価

目標の達成状況等を別に定めるところにより、次に掲げる方法で事後評価を行うものとする。

- ア 都道府県知事以外の事業実施主体は、第4の1(1)及び(2)に定めるところにより事業を実施する場合は、別に定めるところにより、目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を第4の1の手續に準じて都道府県知事に報告するものとする。
- イ 都道府県知事は、事業実施主体からの報告を受けた場合には、別に定めるところによりその内容を点検評価し、その結果を自らが事業実施主体となる事業の評価と併せて地方農政局長に報告するものとする。
- ウ ア及びイの規定にかかわらず、市町村直接交付対象事業者は、別に定めるところにより、評価結果を市町村長へ報告するものとする。
- エ 直接交付市町村長は、別に定めるところにより、ウの報告の内容を点検・評価し、その結果を自らが事業実施主体又は計画主体となる事業の評価と併せて地方農政局長へ報告するものとする。
- オ 地方農政局長は、都道府県知事又は市町村長からの報告を受けた場合には、内容を点検し、実施状況の報告と併せ、目標の達成度等の評価を行うこととし、必要に応じこの評価結果を踏まえ、都道府県知事又は市町村長を指導するものとする。

なお、別に定めるところにより、当該評価結果を農林水産省生産局長(以下「生産局長」という。)又は農林水産省農村振興局長(以下「農村振興局長」という。)に報告するものとする。

カ 地方農政局長は、事業の評価に必要なその他の事項について、都道府県知事、市町村長及び事業実施主体に対して報告を求めることができる。

キ 事業評価を行った地方農政局長は、その結果を公表するものとする。

(2) 改善計画

ア (1)の事後評価の結果、目標及び個別成果指標が達成されていない事業実施主体及び計画主体は、その要因及び達成に向けた方策等を内容とする改善計画を作成し、(1)の手續に準じて提出するものとする。

イ 改善計画の提出を受けた都道府県知事は、自らの所見を付して地方農政局長に

提出するとともに、当該事業実施主体に対して目標及び個別成果指標達成に向けた指導等の措置を講ずるものとする。

ウ 市町村直接交付対象事業者から改善計画の提出を受けた市町村長は、自らの所見を付した改善計画を地方農政局長に提出するとともに、当該事業実施主体に対して目標及び個別成果指標達成に向けた指導等の措置を講ずるものとする。

エ 改善計画の提出を受けた地方農政局長は、特に目標達成が見込まれない事業実施主体及び改善計画を提出した都道府県知事又は市町村長に対して目標達成に向けた指導等の措置を講ずるものとする。

(3) 本交付金の適正な執行の確保

国は、当該事業の関係者以外の者の意見を聴取しつつ、評価結果をとりまとめ、次年度以降の適正な事業の執行及び交付金の配分に反映させるものとする。

3 目標の達成が困難な場合の措置

(1) 地方農政局長は、事業実施期間内において、事業の目標の達成が困難であると認めた場合にあっては、計画の見直し又は中止を命じることができる。

(2) 2の結果、都道府県知事、市町村長若しくはその他の事業実施主体の故意、重大な過失又は未必の故意により、目標が達成されていないと地方農政局長が認める場合には、第三者である学識経験者等の意見を聞いた上で、農林水産大臣（以下「大臣」という。）は交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

その場合、大臣は、交付事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに交付金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

第8 委任

この実施要綱に定めるもののほか、本交付金の実施に必要な事項は、農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長、生産局長及び農村振興局長が別に定めるものとする。

第9 経過措置

バイオマスの環づくり交付金実施要綱（平成17年4月1日付け16環第299号農林水産事務次官依命通知）に基づく平成18年度以前に採択された事業であって、平成19年度以降も継続して実施する事業にあっては、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の地域バイオマス利活用交付金実施要綱（平成19年3月30日付け18環第275号農林水産事務次官依命通知）により平成19年度に採択された事業であって、平成20年度以降も継続して実施するものにあつては、この要綱の施行後も、なお従前の例による。

<p>次の1～6を数値化したものを1</p>	<p>(3) 備 家畜排せつ物利用施設の整備 家畜排せつ物等有機性資源の利活用に必要な肥料施設等の共同利用施設等を整備する。</p>	<p>1 ポイメントの整備 2 共同利用施設の整備 3 効果的管理 4 家畜排せつ物の増加 5 簡易対応等 6 事業者格別</p>	<p>事業実施主体： 都道府県、市町村、農業者、漁業者、PFI事業者、農林漁業団体、公共団体、民間事業者、消費者団体、組合</p>	<p>1 事業が開始後速やかに受益農業者が「環境と調和のとれた農業生産活動規範」(平成17年産第377号生産局長通知)を实践すること。 2 事業が開始後速やかに受益農業者が「環境と調和のとれた農業生産活動規範」(平成17年産第377号生産局長通知)を实践すること。</p>	<p>1/2以内</p>
------------------------	--	---	---	--	--------------